

年 月 日

様



椎葉村長



社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書

先に申請のありました、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号																		被保険者氏名	
決 定 年 月 日																			
決 定 事 項																			
1 承認する	適 用 年 月 日										(承認内容)								
	有 効 期 限										軽減率 / 100								
	確 認 番 号																		
2 承認しない	理 由																		

【不服申立て及び取消訴訟】

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県介護保険審査会
(電話番号 0985-26-7059)

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、椎葉村を被告として（村長が被告の代表者となります。）提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の1から3までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないとされています。

1. 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【問い合わせ先】

椎葉村役場 福祉保健課

〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762-1
電話番号 0982-68-7513